○近畿地方整備局告示第百三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1)	登録年月日	平成二十二年四月十四日
(2)	登録番号	登録第19号
(3)	株式会社住宅性能評価機関の名称又は名称	ＩＰＥＣ
(4)	住所	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四百三十六番地の二
(5)	代表者の氏名	岡崎　秀昭
(6)	登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)	評価の業務を行う事務所の所在地	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四百三十六番地の二
(8)	評価員の氏名	法第十三条の評価員の氏名	岡崎　秀昭、立入　慎造、明田　英雄、立石　涼一、三上　富生、桑原　勝俊、須佐　見敦子、立入　慎造、柴生田　耀夫
(9)	役員の氏名	幸弘、飯田加奈子	相楽　徳喜、湯本　佳代、内垣　直樹、殿西　明
(10)	評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名	岡崎　秀昭
(11)	評価の業務を行う区域	滋賀県、京都府及び大阪府の全域

○近畿地方整備局告示第百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1)	登録年月日	平成二十二年四月十四日
(2)	登録番号	登録第19号
(3)	株式会社住宅性能評価機関の名称又は名称	ＩＰＥＣ
(4)	住所	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四百三十六番地の二
(5)	代表者の氏名	岡崎　秀昭
(6)	登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)	評価の業務を行う事務所の所在地	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四百三十六番地の二
(8)	評価員の氏名	法第十三条の評価員の氏名	岡崎　秀昭、立入　慎造、明田　英雄、柴生田　耀夫、須佐　見敦子、立入　慎造、桑原　勝俊
(9)	役員の氏名	幸弘、飯田加奈子	相楽　徳喜、湯本　佳代、内垣　直樹、殿西　明
(10)	評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名	岡崎　秀昭
(11)	評価の業務を行う区域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

○近畿地方整備局告示第百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県道西川原粉河線改築工事（和歌山県紀の川市粉河字別所谷地内から同市粉河字薬師谷地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県紀の川市粉河字別所谷及び字薬師谷地内

２　使用の部分　和歌山県紀の川市粉河字別所谷及び字薬師谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市粉河字西大道端地内から同市猪垣字南惣坂地内までの延長1,930ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道西川原粉河線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道西川原粉河線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市西川原地内の県道西川原名手市場線との接続点を起点とし、同市粉河地内の県道粉河加太線との接続部を終点とする延長約4,660ｍの補助幹線道路で、和歌山県紀の川市北部（以下「本地域」という。）を南北に縦断する道路であり、終点部周辺は旧粉河町の中心部であることから、地域の生活に不可欠な路線である。

また、本路線が通過する本地域では、京都府、奈良県及び和歌山県の拠点都市間の時間短縮を図り連携を強化することで、一体的な近畿圏の形成に寄与することを目的とした京奈和自動車道の一区間として、紀北東道路が、国土交通大臣起業により現在事業が進められている。平成24年度末に全線が供用予定されており、同市粉河字別所谷地内に設置が予定される（仮称）粉河那賀インターチェンジ（以下「粉河那賀ＩＣ」という。）の供用により、周辺地域における交通量の増加が見込まれている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小幅員4.6ｍの区間があるなど、狭隘部が多く、大型車の対向が困難な状況である。また、歩道が整備されていない混合交通であることから、粉河那賀ＩＣと一般国道24号を結ぶアクセス道路としての能力を有していない。さらに、現道は、地域住民の生活道路として機能しており、通過交通の流入により、沿道への影響も懸念される。

本件事業の完成により、既存の県道粉河加太線及び粉河那賀線等と連携し、粉河那賀ＩＣと一般国道24号を結ぶ安全で円滑な道路ネットワークが形成され、増加が見込まれる交通量の現道への集中が避けられること及び旧粉河町中心部への通過交通の流入が回避されることにより、沿道への影響を抑えることができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で、騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行ったところ、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、和歌山県教育庁による確認調査が完了し、影響がないものとして、工事着手している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。